

ネットを利用して 知らないうちに犯罪者に!?

インターネットの動画投稿サイトから、映画やアニメをダウンロード。普通に買うより安いからと、違法なサイトから映像や音楽、ブランド品などを購入。どちらも犯罪になるって、知っていますか?



解説

「著作権法」という法律により、音楽や映像などは、その作品をつくった人や制作した会社などに著作権という権利が与えられます。この人たちを著作権者といいます。この著作権者に無断で、有料、無料に関わらず、映像や音楽をインターネット上にアップする、またダウンロード(保存・録画)することは犯罪です。自分のお気に入りの映画やアニメを動画投稿サイトに投稿してみんなに見てもらいたい、サイトを見ていて興味がわいたからダウンロードしてみる、という販売目的や悪意がない場合でも、犯罪になってしまうことを覚えておきましょう。また服やバッグなどのブランド品なども、偽ものと知りながら販売することはもちろん罪になりますし、購入することは犯罪行為に加担することにつながります。

インターネットでトラブルが多い知的財産



考動ポイント!
知的財産の勝手なアップはしない、
無料のダウンロードは絶対にしない。

形が無いものでも財産(知的財産)
家や土地など形があるものだけが財産ではありません。他人が考えたアイデアや技術なども大切な財産として認められています。こういった形の無い財産のことを「知的財産」といいます。知的財産には音楽や映像などの著作物のほか、新しい発明やデザイン、商品の名前などがあります。人の物を盗んだら犯罪になるように、知的財産も勝手にまねしたり、使ったりすれば罪になることを忘れないでください。